

# 個人情報の取扱いについて

## 1.個人情報の利用目的

陸前高田市市長(以下、「市長」)は、同意者の個人情報を、保育所入所児童にかかる児童福祉法第 24 条の保育の実施及び保育料の決定・徴収事務のために利用する。

なお、収集した個人情報については、厳正に管理し、陸前高田市個人情報保護条例第 7 条に基づき、目的以外の利用はしないこととする。

## 2.個人情報の収集方法

市長は次の方法により、個人情報を収集することとする。

(1)同意者の世帯・課税状況について、住民基本台帳・住民税課税台帳等の閲覧、転写、資料提供依頼。

(2)同意者、同意者の親族、同意者の雇い主及びその他関係人への聴取・資料提供依頼。

(3)保育実施機関への聴取・資料提供依頼。

## 3.個人情報の第三者提供

市長は 1 の目的のために特に必要があると認められる場合もしくは、法令等により個人情報の提供を求められた場合、同意者の個人情報を、保育の実施機関または、児童相談所等の公的機関に提供することができることとする。

※以下、同意事項となっておりますのでご確認ください。

同意事項	
1	適正な保育を実施するため、保護者の在職証明書等の内容について、勤務先に連絡し、確認をする場合があります。 (個人情報の収集)
2	適正な保育を実施するため、次の関係部署から資料を取得することがあります。また、関係部署からの求めに応じ資料を提供することがあります。 母子保健担当課(児童の健康状況) ・ 戸籍、住民票担当課 ・ 生活保護、母子児童福祉、学童保育、障害福祉担当課(要件確認資料) (個人情報の収集・提供)
3	適正な保育を実施するため、保育所(園)から、児童の登園状況・健康状況・入所要件確認のための情報を収集する場合があります。また保育所(園)からの求めに応じ情報を提供する場合があります。 (個人情報の収集・提供)
4	適正に保育料を算定及び徴収するため、次の関係部署から資料を取得することがあります。また、関係部署からの求めに応じ資料を提供することがあります。 税務担当課、児童手当担当課(課税証明書・源泉徴収票・確定申告書) ・ 戸籍、住民票担当課 ・ 生活保護担当課(生活保護受給証明書) (個人情報の収集・提供)